

平成27年度主催行事議事録（要旨）

一般社団法人熊本県損害保険代理業協会

作成日：H27.4.22(水)

作成者：永野 則子

会議等の名称	平成27年度 第1回レディース会
開催日時	平成27年4月22日 13:30～
開催場所	熊本市流通情報会館 6F 第5研究室
参加者	原口、東郷、太田、立原、坂本、永野 (東京海上日動より) 坂田課長、松本、村上

議事内容	担当	概要・意見等
		『コンプラについて』
P 1 名乗りルール		取扱保険会社を名乗る 契約者、被保険者様へ対象商品について重要事項を説明する。 (自賠は説明がいない) 重要事項には契約概要、注意喚起情報も入る。 書面を交付する。必ずお渡しして必ず読んでいただくように口頭でお伝えする。 これが最低限やるべき事、義務。 又、ご不明な点があるか?の確認を口頭で行う。
		【他社からの乗り換えの時】 特に特約の違いで補償が変わるので注意をする。
P 2 重要事項説明		事故があった時のクレーム発生のもととなる。 【クレームがあった場合の対応】 ●保険会社で賠償する。 ●エース保険の代理店賠償保険に請求する場合もある。 【保険業法改定後の今後】 口頭で確認を取った後、それをもとに事務所内で体制整備を整える。記録を残すなどの必要性がある。 契約・重説の3つのポイント⇒体制整備、意向把握、情報提供 タブレットの活用で保険業法の改定後を回避できる。
P 9 ワーキンググループ		保険募集のあり方についての話し合い。 3つの義務 ①意向ニーズ把握 ②情報提供 ③体制整備